

大阪市告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年8月6日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	供用開始の期日
淀川区第805号線	淀川区加島3丁目1020番の2地から 同 区同 416番地まで	告 示 の 日
淀川区第2005-03号線	淀川区加島3丁目402番の2地から 同 区同 418番地まで	告 示 の 日
淀川区第2005-08号線	淀川区加島3丁目417番の2地から 同 区同 417番の1地まで	告 示 の 日

淀川区第2024-01号線	淀川区加島 3 丁目 406 番地から 同 区同 110 番の 3 地まで	告 示 の 日
淀川区第2024-02号線	淀川区加島 3 丁目 405 番地から 同 区同 405 番地まで	告 示 の 日
平野区第2001-15号線	平野区瓜破東 8 丁目 110 番地から 同 区同 119 番地まで	告 示 の 日

(建設局総務部管財課)